

「島根県教職員研修計画」新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>1 島根県教職員研修計画</p> <p>(1) 島根県の教職員として求められる基本的な資質能力</p> <p><u>社会の変化</u>や時代のニーズに応える学校教育の実現には、教職員の職務に応じた<u>資質能力</u>の向上が不可欠である。特に、<u>これらの学校は、児童生徒等や保護者、地域から信頼される学校づくりを進めるため、複雑化・多様化した教育課題に的確に対応し克服していくことが求められる。そのため教職員は、学校マネジメントとともに、生徒指導や教科指導等でも</u>その資質能力を向上させる必要がある。</p>	<p>1 島根県教職員研修計画</p> <p>(1) 島根県の教職員として求められる基本的な資質能力</p> <p><u>社会の急激な変化</u>や時代のニーズに応える学校教育の実現には、教職員の職務に応じた<u>資質・能力</u>の向上が不可欠であり、特に、<u>今日の学校では、いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校、いわゆる学級崩壊などの深刻な問題も生じており、教職員は教科指導とともに、生徒指導や学級経営等でもその資質・能力を向上させる必要がある。</u></p> <p><u>この教職員として求められる基本的な資質・能力は、普遍的でいつの時代にも求められるものと、社会の変化に対応してその時々</u>に求められるものに分類される。島根県の保護者への調査によると、<u>学校に対して、基礎的・基本的な知識や技能を身に付けさせるとともに、豊かな人間性に基づく児童生徒の望ましい人間関係を構築するなどの幅広い能力を身に付けさせることに大きな期待があり、さらに、教職員に対しては、豊かな人間性と確かな指導力を多くの保護者が求めている。また、子どもたちからは、「基礎的・基本的な知識や技能を身に付けたい」、「悪いときには</u></p>	

「島根県教職員研修計画」新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>教職員として</u>求められる基本的な資質能力には、「教職員の人間性に関するもの」「<u>子ども</u>理解に関するもの」「職務の基礎・基本に関するもの」<u>など、普遍的でいつの時代にも求められるものがある。その一方、社会の変化に対応してその時々にも求められるものもあり、そのそれぞれにおいて、情報化やグローバル化などの社会の急激な変化に対応する力が必要となる。</u></p> <p>そこで、<u>島根県の教職員として</u>求められる基本的な資質能力を「豊かな人間性と職務に対する使命感」「子どもの心身の発達と心の動きに対する理解と対応」「職務にかかわる専門的知識・技能及び態度」の3つを大きな柱として次のように<u>定める</u>。</p>	<p><u>きちんと叱ってほしい」という期待がある。そこで、普遍的な資質・能力を基盤とし、その上に社会の変化に対応する資質・能力を加えることとし、教職員として求められる基本的な資質・能力についての検討を行った。</u></p> <p><u>普遍的な資質・能力とは、「教職員の人間性に関するもの」、「児童生徒理解に関するもの」、「職務の基礎・基本に関するもの」などであり、そのそれぞれに国際化、情報化、科学技術の進展などの社会の変化に対応する資質・能力が必要となる。</u></p> <p>そこで、「島根県の教職員として求められる基本的な資質・能力」を、「豊かな人間性と教職に対する使命感」、「子どもの心身の発達と心の動きに対する理解と対応」、「職務にかかわる専門的知識・技能及び態度」の3つを大きな柱として、次のように定めた。</p>	

「島根県教職員研修計画」新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>島根県の教職員として求められる基本的な資質能力</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">豊かな人間性と職務に対する使命感</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">人間理解、人権意識にかかわるもの</p> <p>(例) <u>生命尊重・人権尊重の精神、教育的愛情、幅広い視野・知識、男女平等の精神、多様な価値観を尊重する態度、自己評価能力、豊かな感性</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">教職に対する誇りと責任の自覚にかかわるもの</p> <p>(例) 教職に対する<u>使命感・責任感、探究心をもち学び続ける力、学校マネジメントの理解と能力、服務規律と法令遵守の意識、倫理意識の高揚</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">ふるさとを愛する心にかかわるもの</p> <p>(例) 地域の<u>自然・歴史・文化・伝統を理解し尊重する態度、ふるさとを愛するとともにふるさとを担う人材育成への意欲、地域の「ひと・もの・こと」を積極的に活用する態度、領土・主権に関する正しい理解と指導力</u></p> </div>	<p>島根県の教職員として求められる基本的な資質・能力</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">豊かな人間性と教職に対する使命感</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">人間理解、人権意識にかかわるもの</p> <p>(例) <u>人間尊重・人権尊重の精神、人としての幅広い視野・知識、男女平等の精神、ボランティア精神、多様な価値観を尊重する態度、自己評価</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">教職に対する誇りと責任の自覚にかかわるもの</p> <p>(例) 教職に対する<u>情熱・意欲、組織の一員としての自覚と協同の精神、主体性、学校運営のための豊富な専門的知識、幅広い識見及び指導力、服務の在り方、倫理意識の高揚、学校目標の共有化と学校評価</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">ふるさとを愛する心にかかわるもの</p> <p>(例) 地域の<u>歴史・文化を理解し尊重する態度、郷土を愛し担う人材育成への意欲、地域に対して積極的に働きかける態度</u></p> </div>	

「島根県教職員研修計画」新旧対照表

新	旧	備考欄
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">子どもの心身の発達と心の動きに対する理解と対応</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;">子ども理解にかかわるもの</div> <p style="margin-left: 20px;">(例) <u>観察力と感受性、人間の発達についての知識、</u> <u>行動と背景についての洞察力、心情への共感的理解、</u> <u>客観的事実の把握、個・集団についての理解、多角的・</u> <u>多面的な理解と資料収集・解釈の力</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;">子どもをとりまく人との関係構築にかかわるもの</div> <p style="margin-left: 20px;">(例) <u>コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力、</u> <u>地域や社会と連携・協働できる力、調整・折衝力</u></p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">子どもの心身の発達と心の動きに対する理解と対応</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;">子ども理解にかかわるもの</div> <p style="margin-left: 20px;">(例) <u>カウンセリングマインド、幼児・児童・生徒観、</u> <u>洞察力と分析力、個に応じた指導力、障がいへの理</u> <u>解</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;">子どもをとりまく人との関係構築にかかわるもの</div> <p style="margin-left: 20px;">(例) <u>対人間関係能力、ネットワーキング能力（地域、家</u> <u>庭、関係機関と円滑な関係を築く能力）</u></p>	

「島根県教職員研修計画」新旧対照表

新	旧	備考欄
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">職務にかかわる専門的知識・技能及び態度</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">教科等の指導にかかわるもの</div> <p>(例) 教科等に関する<u>高度な専門的知識</u>、「<u>カリキュラム・マネジメント</u>」の実践力、「<u>アクティブ・ラーニング</u>」の理解と学習・指導方法を改善していく力、<u>学習評価の理解と実践力</u>、体験に基づいた豊富な知識・技能、<u>へき地・複式教育の指導に関する知識・技能</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">特別支援教育にかかわるもの</div> <p>(例) 特別支援教育の<u>知識・技能</u>、<u>実態や教育的ニーズを把握する力</u>とそれに応じた適切な指導と必要な支援ができる力、<u>障がいの特性や発達に関する知識・理解</u>、<u>インクルーシブ教育システム構築に向けた知識・態度</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">社会の変化に適応する能力にかかわるもの</div> <p>(例) <u>知識・技能を刷新する態度</u>、<u>情報手段を適切に活用し情報社会の進展に主体的に対応できる能力</u>、他の地域や他国の歴史・文化・<u>伝統</u>を理解し尊重する態度、<u>国際社会の平和と発展に寄与する態度</u></p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">職務にかかわる専門的知識・技能及び態度</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">教科等の指導にかかわるもの</div> <p>(例) 各教科等に関する<u>豊かな知識・技能</u>、<u>指導に関する専門的な知識・技能・態度</u>、<u>子どもの個性や課題解決能力を生かす能力</u>、<u>体験に基づいた豊富な知識・技能・理解</u>、<u>地域の人材や資源・施設等の活用能力</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">特別支援教育にかかわるもの</div> <p>(例) 特別支援教育の<u>理解</u>、<u>知識</u>、<u>実践力</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">社会の変化に適応する能力にかかわるもの</div> <p>(例) <u>継続的な自己教育力</u>、<u>豊かな自己表現能力</u>、<u>メディアリテラシー</u>、<u>他の地域や他国の歴史・文化を理解し尊重する態度</u>、<u>国際社会に貢献する態度</u>、<u>コミュニケーション能力</u></p>	

「島根県教職員研修計画」新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(2) 職層（キャリアステージ）に応じて求める姿と育成する資質能力</p> <p><u>「島根県公立学校教員人材育成基本方針」(H27.2)においては、人材育成のコンセプト（基本理念）を“学び続ける教員の育成”とし、職層（キャリアステージ）ごとに求める姿や育成する資質能力を明示することは重要なことであるとしている。</u></p> <p><u>この方針では、教職員のキャリアステージは下表に示す通りおよびその経験年数によって「自立・向上期」、「充実期」、「発展期」の3期としている。これを基に、それぞれの研修課題を示す。</u></p>	<p>(3) 研修期と研修課題</p> <p><u>教職員の研修課題は、それぞれ多様であるが、その経験年数に応じて「研修の課題」があり、これに対応して教職員生活を「第1研修期」、「第2研修期」、「第3研修期」、「第4研修期」の4期に区分する。</u></p> <p><u>「第1研修期」の初めである教職経験1年目は、初めて教職に就き、これまでに得ている知識に実践を重ねて教育活動に必要な基礎・基本を身に付けることが必要な時期である。</u></p> <p><u>「第2研修期」の初めである教職経験6年目は、新規採用から概ね2校目の中途に当たり、経験を深めながら教師としての力量を向上させる時期である。</u></p> <p><u>「第3研修期」の初めである教職経験11年目は、経験校数が概ね3校目であり、へき地校や東西交流地区学校の勤務（県立学校の場合）等も経験した上で中堅教員として学校運営の重要な部分を担当し、積極的にこれを推進していく時期である。</u></p> <p><u>教職経験者研修については、いずれも教職員生活における一つのターニングポイントとなる時期であり、内容・方法等を検討した上で教職経験6年目・11年目に実施することとする。</u></p> <p><u>しかし、教職経験11年目以降の「第3研修期」や「第4研修期」については、各学校の分掌や各教職員のそれまでの経験等によってその役割は、個々多様であり、教職経験年数によって一律に研修するだけでなく、個々の実情に応じて必要な研修を実施する必要がある。</u></p> <p><u>したがって、教職員個々の職務に応じた管理職研修や各主任等</u></p>	<p>順序の変更</p> <p>旧(3)の内容を先へ</p>

「島根県教職員研修計画」新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>研修を充実させるとともに、それぞれの課題に基づいて自主的に行う研修（能力開発研修等）を充実させて「第3研修期」、「第4研修期」の研修の課題に対応するようにする。</p> <p>以上の内容を考慮し、研修期と研修課題を次のように設定する。</p>		
<p><u>職層（キャリアステージ）</u></p>	<p>研 修 課 題</p>	<p>研 修 課 題</p>
<p>自 立 ・ 向 上 期 <u>（新規採用時から 経験年数およそ6年目まで）</u></p>	<p>○基礎的な知識・技能や実践的指導力を身に付ける。 ○児童生徒理解力を身に付ける。 ○コミュニケーション能力などの豊かな人間性を身に付ける。</p>	<p><u>研修期（教職経験年数）</u> 第1研修期 （概ね1～5年）</p> <p>教育公務員としての自覚と使命感をもち、教育活動に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、実践的な指導力の向上に努めるとともに、社会人としての教養を身に付ける。</p>
<p>充 実 期 <u>（経験年数およそ7年目から 11年目まで）</u></p>	<p>○得意分野を開発・探究していく。 ○児童生徒理解を深め、適切に対処できる方法を身に付ける。 ○組織の一員としての役割を理解し、同僚と協力して学校課題に対応する能力を伸ばす。</p>	<p>第2研修期 （概ね6～10年）</p> <p>これまで培ってきた経験の上に立ち、教職員としての責務を再確認し、専門的な知識や技能の深化を図り、その力量を積極的な教育実践を通して向上させるとともに、自主的・主体的な研修を通して得意分野を広げる。</p>
<p>発 展 期 <u>（経験年数およそ12年以上）</u></p>	<p>○教科等の専門的知識・技能及び態度を高める。 ○ミドルリーダーとしての自覚と責任をもち、学校教育目標実現に向けた企画力や調整力を高める。 ○他の教員に適切な助言や援助をし、後進を育成していく能力を高める。</p>	<p>第3研修期 （概ね11～20年）</p> <p>学校運営の推進者としての自覚の下に、教職員としての責務を再確認するとともに、より広い視野から教育を捉え、担当する領域・分掌を通して積極的に学校運営を推進する。さらに、中堅教員として教職経験年数が少ない教職員に対する指導力を身に付ける。</p>
		<p>第4研修期 （概ね21年～）</p> <p>学校運営・管理等の中心的役割を果たす経験豊富な教職員あるいは管理職として、自己の職能の向上に努めるとともに、豊富な経験に基づく教育・経営理論を生かして管理・運営・指導に当たり、学校教育を推進する。</p>

「島根県教職員研修計画」新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>また、この他に教諭には「主幹教諭」、学校事務職員には5つの職位、教職員には「管理職」の職位があり、それぞれに応じた研修を実施する。</u></p> <p><u>なお、自立・向上期の1年目には、教育公務員特例法第23条に定められた初任者研修を他の職種とともに新任教職員研修として実施する。さらに、教職生活における一つのターニングポイントとなる時期として、自立・向上期から充実期へ、充実期から発展期への移行期にあたる6年目と11年目に悉皆の研修を実施する。教職経験11年目研修は、教育公務員特例法第24条に定められた十年経験者研修として他の職種とともに実施する。</u></p> <p>(3) 研修の種類</p> <p>①県教育委員会が実施する研修</p> <p>この研修は、今日の社会的な要請等にも配慮しながら、<u>職務に応じた資質能力</u>を高めるのに必要な研修機会を提供するもので、「島根県の教職員として求められる基本的な資質能力」を踏まえ、必要性が高い研修の重点化を図った上で、<u>その内容から「喫緊の課題や県の教育課題・実態に対応する研修」</u>と「参加</p>	<p>(2) 研修の種類</p> <p><u>この「島根県の教職員として求められる基本的な資質・能力」の一層の向上を図るため、島根県の教職員研修の見直しを行い、まず、教職員が行う研修を整理し、県教育委員会として「県教育委員会が実施する研修」、「学校や教育研究団体・市町村教育委員会等が実施する研修」に分類することとした。</u></p> <p>①「県教育委員会が実施する研修」</p> <p>この研修は、今日の社会的な要請等にも配慮しながら、<u>教職の専門性を高めるのに必要な研修機会を提供するもので、「島根県の教職員として求められる基本的な資質・能力」を踏まえ、必要性が高い研修の重点化を図った上で、その実施方法から「県教育委員会が参加者を指定したり、推薦したりする研修」と「参</u></p>	<p>順序の変更</p> <p>旧(2)の内容を後に</p>

「島根県教職員研修計画」新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>者の自主的な参加による個々の資質能力向上をねらいとした研修」に大別し、次のように分類する。</p> <p>ア 喫緊の課題や県の教育課題・実態に対応する研修</p> <p>県の教育課題に対応し、全教職員に必須とする研修や各学校のリーダーを養成する研修等であり、<u>参加者を特定したり、テーマを特定したりして行う。</u></p> <p>教職経験年数に応じた研修</p> <p>教職員研修の基幹として、教職員としての生涯にわたる<u>研究と修養</u>の観点にたち、教職経験年数に応じて、専門職としての職務遂行に必要な知識・技能・態度を<u>習得</u>させるために行う<u>新任教職員研修</u>（初任者研修及び新規採用教職員研修）、フォローアップ研修及び教職経験者研修。</p> <p>職務研修</p> <p>職務遂行上必要な知識・技能の習得や校内のリーダーとしての自覚の向上等を目的として、<u>職務や分掌上の校務に応じた研修</u>を行う。</p> <p>管理職等研修</p> <p>各学校の<u>管理職等</u>に対し、<u>経験年数に応じた</u>学校運営上必要な知識・技能の習得及び自覚等を目的として行う研修。</p>	<p>加者の自主的参加による研修」に大別し、次のように分類する。</p> <p>ア 県教育委員会が参加者を指定したり、推薦したりする研修</p> <p>県の教育課題に対応し、全教職員に必須とする研修や各学校のリーダーを養成する研修等であり、<u>参加者を特定して必修的に行う研修</u>である。</p> <p>教職経験年数に応じた研修</p> <p>教職員研修の基幹として、教職員としての生涯にわたる<u>学習</u>の観点にたち、教職経験年数に応じて、専門職としての職務遂行に必要な知識・技能・態度を<u>修得</u>させるために行う初任者研修・新規採用教職員研修、フォローアップ研修、及び教職経験者研修等。</p> <p>各主任等研修</p> <p><u>職務に応じて職務遂行上必要な知識・技能の習得及び校内のリーダーとしての自覚の向上等を目的として、校務分掌上の各主任等が受講すべき必修の研修。</u></p> <p>管理職研修</p> <p>各学校の<u>管理職</u>に対して学校運営上必要な知識・技能の習得及び自覚の向上等を目的として行う研修。</p>	

「島根県教職員研修計画」新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>テーマ研修</p> <p>社会の変化に対応するための教育課題や、県教育委員会の喫緊の課題を解決するために行う研修。</p> <p>派遣研修</p> <p>県の教育課題を解決するために適任者を県教育委員会が派遣する研修。</p> <p>イ 参加者の自主的な参加による<u>個々の資質能力向上をねらいとした研修</u></p> <p>能力開発研修</p> <p>社会の変化に対応した教育を行うために、教職員が自発的に参加し、<u>資質</u>能力の向上を図る研修。</p> <p>②学校や教育研究団体、市町村教育委員会等が実施する研修</p> <p>この研修は、基本的に個々の教職員の自主的・主体的な研修意欲に基づいた研修であり、県教育委員会としてこの研修を奨励し、支援体制を整備する。</p> <p><u>各学校が実施する研修、教育研究団体等が実施する研修、市町村教育委員会が実施する研修、教職員が個人的に実施する研修がある。</u></p> <p>なお、各市町村教育委員会においては、<u>「地方教育行政の組織</u></p>	<p>テーマ研修</p> <p>社会の変化に対応するための教育課題や、県教育委員会の喫緊の教育課題を解決するために行う研修。</p> <p>派遣研修</p> <p>県の教育課題を解決するために適任者を県教育委員会が派遣する研修。</p> <p>イ 参加者の自主的な参加による研修</p> <p>能力開発研修</p> <p>社会の変化に対応した教育を行うために、教職員が自発的に参加し、能力の向上を図る研修。</p> <p>②「学校や教育研究団体・市町村教育委員会等が実施する研修」</p> <p>この研修は、基本的に個々の教職員の自主的・主体的な研修意欲に基づいた研修であり、県教育委員会としてこの研修を奨励し、支援体制を整備する。</p> <p><u>「各学校が実施する研修」、「教育研究団体等が実施する研修・市町村教育委員会が実施する研修」、「教職員が個人的に実施する研修」に分類する。</u></p> <p>なお、各市町村教育委員会においては、<u>地方教育行政の組織</u></p>	

「島根県教職員研修計画」新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>及び運営に関する法律第45条</u>の規定に基づき、所管する学校の教職員に対して、服務監督者として、それぞれの地域の実態に応じて必要な内容の研修を行っているが、<u>県教育委員会が協力を求め、研修の有機的な関連を図る必要がある。</u></p> <p>(4) 県教育委員会が実施する研修と校内支援等の方針</p> <p>①研修の質の向上と効果検証</p> <p><u>一つ一つの研修サイクルを効果的に機能させ、参加者の主体性や意欲を喚起するとともに、研修と指導、校内人材育成との一体化を図る。そのため、研修の重点・精選化を図り、その質をより一層向上させる。</u></p> <p><u>さらに、研修のねらいをより明確にし、研修後の校内実践や普及を促すシステムを構築する。そして、その成果を効果的に検証し、事後の指導や研修の改善に活かす。</u></p> <p><u>また、これらの研修が系統的・体系的に実施できるように、研修推進に係る組織を島根県教育センターに置き、機能の強化と連携推進を図る。</u></p> <p>②教職経験年数に応じた研修の改善</p> <p><u>新任教職員研修、教職経験6年目研修及び教職経験11年目研修が系統的に実施されるよう、研修目的や内容を整理する。</u></p> <p><u>また、新任教職員職員研修を採用1年目で完結させると捉えるのではなく、初任校で複数年かけて採用者を育成するという</u></p>	<p>及び運営に関する法律第45条の規定に基づき、所管する学校の教職員に対して、服務監督者として、それぞれの地域の実態に応じて必要な内容の研修を行っているが、<u>県教育委員会による研修との有機的な関連に留意する必要がある。</u></p> <p>(4) 研修の重点</p> <p><u>県教育委員会として必要性が高い研修に重点化し、全体的に研修の整理・統合・精選を図る。そこで、管理職研修の充実、各主任等研修の充実、社会体験研修の拡充、「テーマ研修」及び「能力開発研修」の精選と充実、教職員の自主的研修の奨励と支援の拡充を大きな柱として、教職員の研修を実施するとともに、これらが系統的・体系的に実施できるように研修実施にかかわる組織を整備する。</u></p>	<p>(4) 内容変更</p> <p>新①内容変更に伴い 新規</p> <p>新②内容変更に伴い 新規</p>

「島根県教職員研修計画」新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>考えを基に、フォローアップ2年目・3年目研修を設定する。</u> <u>それに伴い、研修の軽減・重点化を図る。</u></p> <p><u>さらに、県教育委員会が行う校外研修等と校内研修・校内人材育成が一体的に行われるよう指導体制の整備を行うとともに、校内研修の支援強化を図る。</u></p> <p>③管理職等研修の充実</p> <p><u>学校運営の核である管理職等が、マネジメント力を高めリーダーシップを発揮して学校運営及び人材育成を行えるよう、日常の教育実践を基にした、より実践的な内容・方法で研修を実施する。</u></p> <p><u>また、経験年数に応じた段階的な研修を初任段階に重点的に課したり、管理職個々が設定した課題に応じて選択する研修（管理職セレクト研修）を実施したりする。</u></p>	<p>①管理職研修の充実</p> <p><u>学校運営の核である管理職の自覚を高めるとともに、教職員等に対する指導力の向上を図る。それぞれの管理職が強いリーダーシップを発揮して学校運営が行えるように、「社会の変化に適應する能力」、「人間理解、人権意識」、「子どもをとりまく人との関係構築」に関する内容を重視し、日常の教育実践を基にした、より実践的な内容・方法で研修を実施する。</u></p> <p><u>また、新任管理職（公立小中学校については、管理職名簿登載者を含む）については、管理職として必要な基礎的内容を必修で研修することとし、さらに管理職全員に学校運営・管理のためのより実践的な内容の研修を実施する。</u></p> <p>②各主任等研修の充実</p> <p><u>学校の教育活動推進上重要な役割を果たす各主任等の自覚を高め、指導力の向上を図る。研修の内容としては、「職務に関する専門的知識」、「職務に対する誇りや責任の自覚」、「社会の変化に適應する能力」や「幅広い教養」及び「校内でのリーダー</u></p>	<p>旧②内容変更に伴い 削除</p>

「島根県教職員研修計画」新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>④研修の重点化</p> <p><u>学校マネジメントを中心とした研修内容を設定し、特にミドルリーダー育成をねらいとした研修を実施する。</u></p> <p><u>職務研修は、対象者を新任とすることを基本とし、初任段階に重点的に研修を課し、職務に対する専門的な知識や技能の習得を図る。その後は、個人の実態に即した主体的な研修や管理職等による人材育成が的確に行えるよう支援を行う。</u></p> <p><u>テーマ研修は、社会の急激な変化に対応するための教育課題や県の喫緊課題を解決するために、教職員全員に広めることが必要な内容を焦点化して実施する。さらに、地域や学校の実態に合わせた研修運営への積極的な転換を図るとともに、能力開発研修との整理・統合を進める。</u></p> <p><u>能力開発研修は、教員一人一人が自らの課題に基づいて自主的・主体的に自己の職能レベル向上を目指す研修とする。年度当初に設定した教職員評価システムの自己目標に基づいて選択するように促すとともに、研修の目的や内容が明確なものとなるよう努める。また、研修ニーズへの対応や研修機会の拡大を図るため、鳥取県教育委員会との連携による鳥取・島根連携講座や島根大学との連携による共催研修の実施及び、公開講座の拡充を図る。</u></p>	<p><u>としての自覚の向上」などの内容を重視する。</u></p>	<p>新④内容変更に伴い 新規</p>

「島根県教職員研修計画」新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>⑤校内研修等の支援強化</p> <p><u>校内研修や教育研究団体等が行う</u>研修に対して、支援に努める。</p> <p><u>ア</u> 各学校の校内研修への支援（<u>出前講座、要請訪問・訪問指導、講師派遣、資料提供等</u>）</p> <p><u>イ</u> 校内研修の<u>充実や授業研究の改善に関する研修の実施</u></p> <p><u>ウ</u> 教育研究団体等への支援（<u>出前講座、要請訪問、情報提供</u>）</p> <p><u>出前講座、要請訪問・訪問指導については、県教育委員会の一体的な実施に向け、組織や運営方法の整理を行う。また、学校や教職員のニーズに対応するため、出前講座のテーマ拡充、申し込み方法等の改善を進める。</u></p> <p>この他、教育研究団体等との有機的な連携・協力を図るため、<u>連絡を緊密にし相互の研修推進に努める。</u></p> <p>また、市町村教育委員会に<u>積極的に情報を提供し、研修の有機的な関連を図るよう求める。</u></p> <p>⑥自己啓発への支援</p> <p><u>教職員が課題意識をもって個人的に研修を行ったり、研究を深めたりする自己啓発について支援するために、教育センター等で実施した研修の資料を積極的に情報提供する。</u></p> <p><u>また、教職員評価システムの自己目標管理が、学校管理職の人材育成、教育センター等の校外研修と一体的に機能するように図る。</u></p>	<p>⑤教職員の自主的研修の奨励と支援の拡充</p> <p><u>県教育委員会以外が実施する</u>研修に対して、支援に努める。</p> <p>(1) <u>教職員の個人的な研修に関する情報提供。</u></p> <p>(2) <u>各学校の校内研修への支援。（訪問指導、講師派遣、情報提供等）</u></p> <p>(3) <u>教育研究団体等への支援。（講師派遣、会場の提供、情報提供）</u></p> <p>この他、教育研究団体等との有機的な連携・協力を図るため、<u>教育研究団体等の代表者と研修についての連絡を緊密にし、相互の研修の充実に努める。</u></p> <p>また、市町村教育委員会が<u>実施する研修と有機的な関連を図る。</u></p>	<p>新⑥内容変更に伴い 新規</p>

「島根県教職員研修計画」新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>⑦派遣研修</p> <p><u>派遣研修には、長期社会体験研修や大学院派遣、海外派遣、中央研修派遣、教育センター長期研修等があるが、いずれも県教育委員会の課題に基づいて、教職員を派遣する。</u></p>	<p>③社会体験研修の拡充</p> <p>社会体験研修については、長期と短期に区分して拡充を図る。</p> <p>長期社会体験研修については、 派遣期間を原則1年間とし、県内の核となって学校教育を推進していく教職員を派遣する。その際、派遣企業や研修内容について、情報化、国際化の進展等の社会の変化への対応についても考慮する。</p> <p>短期社会体験研修については、 教職経験年数の少ない教員がより広い視野を身に付けたり、対人関係能力を向上させたりする視点から夏季休業中に5日間、自らが選択した企業等に教職員を派遣する研修を実施する。ここでは、教職経験年数3年目の教職員を派遣することとする。</p> <p>また、社会体験研修以外の派遣研修の主なものとしては、「大学院派遣」、「海外派遣」、「中央研修派遣」、「教育センター長期研修」等があるが、いずれも県教育委員会の課題に基づいて、適切な教職員を派遣するものとする。</p> <p>④「テーマ研修」及び「能力開発研修」の精選と充実</p> <p>「テーマ研修」</p> <p>社会の変化に対応するための教育課題や県教育委員会の喫緊の教育課題を解決するために、教職員全員に広めることが必要な内容や特定の教職員に対して深化させるべき内容の研修を行う。</p>	

「島根県教職員研修計画」新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>2 島根県教職員研修体系</p> <p><u>「島根県公立学校人材育成基本方針」に基づき、島根県教職員研修の体系を図に示す。</u></p> <p>(図) 略</p>	<p><u>「能力開発研修」</u></p> <p><u>教職員一人一人が自らの課題に基づいて行う研修を、「能力開発研修」として、教職員が自主的・主体的に自己の職能レベルの向上を目指すための研修を実施する。この研修では、個人や教育研究団体等では実施することが難しい専門的な機器を使用したり、専門的知識や技術を活用したりする研修が想定される。そして、教職員のライフステージに対応して研修の目的や内容が明確な研修とし、開催年や開催講座数等を考慮して、できるだけ精選するとともに、1講座当たりの定員については、研修効果に支障の無い範囲でできるだけ増加させる。</u></p> <p>2 島根県教職員研修体系</p> <p>(図) 略</p>	